

2022年6月24日

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正（中間まとめ）への意見

東京消費者団体連絡センター

東京都は「2050年ゼロエミッション東京」に向け「2030年カーボンハーフ」の目標を掲げています。その実現のために実効性ある制度のあり方について環境審議会にて取りまとめられた「中間とりまとめ」を支持します。「2030年カーボンハーフ」の実現は東京都と都民、事業者などあらゆる主体が連携・協力していくことが欠かせないことから都民、消費者の立場から以下の意見を申し述べます。

第4 1 (2) p 30～p 34

【意見】東京都は制度強化の必要性とその理由を都民の理解が得られるようにわかりやすく伝えてください。

「2030年カーボンハーフ」の目標を実現するには大幅なCO₂削減が必要です。都民は東日本大震災で東京電力福島第一原子力発電所の事故により計画停電を経験したことから省エネに取り組んできています。しかし、CO₂削減には省エネとともに太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーをもっと増やす必要があります。太陽光発電設備に関しては、都内における太陽光パネルの設置に適した既存住宅では普及率は4%程度、築年数の新しい建築はパネル設置率が比較的高いがまだ2割未満というのが現状です。東京で再生可能エネルギーを増やすには太陽光発電設備の拡充が有効であること、また、設置によって災害時の停電に対応できることや家庭の電気代の経済性が向上することなどを都民に分かりやすく伝えてください。

第4 1 (2) ウ (ア) P 34～P 36

【意見】太陽光発電設備の設置が義務付けられた大手住宅メーカーは、設置に係る説明責任があることと消費者の選択を尊重することを条例改正に明記してください。

本制度では、太陽光発電設備の設置義務は一定規模以上の事業者（都内大手住宅メーカー約50社）を制度の対象としており、事業者単位で総量として設置義務量を課し事業者が柔軟に義務履行できる仕組みとなっています。従って、住宅の発注者である消費者が設置するか否かの選択ができることになっています。しかし、事業者によっては設置義務量を達成しようとするあまり消費者に設置を強要することが懸念されます。設置に係る説明責任と消費者の選択を尊重することを条例改正に明記してください。

第4 1 (2) ウ (ウ) ②iii P 37

【意見】契約後のトラブルを避け、消費者の不利益にならないように説明責任の所在を明確にしてください。

消費者の太陽光発電設備の設置に係る初期費用を軽減する手法として、民間事業者が提供するリースや電力販売、屋根借り、施主所有による売電権の譲渡モデルなどの例が示されており、それらの手法についても義務履行の対象とするべきであるとしています。CO₂削減のために太陽光発電

設備の設置が必要であると納得しても住宅購入予算の関係から逡巡してしまう消費者にとっては、軽減する手法は設置を選択する後押しとなると考えます。しかし、太陽光発電設備の所有権が事業者になっていたり、メニューの内容も様々です。条例が改正されれば、初期費用を軽減する手法を提案する民間事業者の参入が増える可能性があり、契約後のトラブルが懸念されます。消費者の不利益にならないように説明責任の所在を明確にする必要があると考えます。

第5 1 P72

【意見】本制度の実効性を上げるためには、都民・消費者の理解と納得が欠かせません。都民とのコミュニケーションの場を設定してください。

現在、「新築住宅への設置義務化」について誤った情報が SNS などで流れており、情報を整理できない都民もいます。また、ホームページに専用サイトを開設していますが、そこに行きつくのはなかなか難しいです。中間まとめで言及されている通り、様々な主体に対して今後の目指す方向性についての共感と取組への協働を創りだしていくことが重要となります。都民の理解と納得を得るためにコミュニケーションの場を設定して、疑問に対して丁寧に対応してください。多くの都民の理解を得て、一般住宅での太陽光発電設備の急速な普及に貢献することができる制度設計を期待します。

以上